

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 8 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 7 年 5 月 15 日に中部局管内の林道の林道事業（建設機械借上）において重大災害が発生し、その概要が別添 1 のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の災害は、被災者が、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災したと推定されるものです。

本災害の前日の 14 日にも四国局で重機が林道上から転落する重大災害が発生しており、2 日連続の発生は請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

8 月 28 日付けの事務連絡のとおり、労働安全衛生規則では、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては誘導者を配置し、誘導させるほか、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないとされています。

つきましては、類似災害を防止するため、傘下会員に対して、別添 1 の災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 28 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について（令和 7 年度 3 件目）

令和 7 年 5 月 15 日、中部森林管理局管内の林道事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者が、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災したと推定される。

本件は、本年 4 月に立木販売箇所、1 日前の 14 日にも重機が林道上から転落する重大災害が発生しており、2 日連続の発生となっていることから、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署等においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、林道事業による請負事業体等の重大災害が続けて発生している状況を踏まえ、誘導員を配置することやシートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないことなどの事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、作業計画を定め、作業を行なわなければならない。

(安衛則第154条、第155条関連)

- 2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(安衛則第157条関連)

- 3 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(安衛則第157条の2 関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(調査及び記録)

第百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(作業計画)

第百五十五条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(転落等の防止等)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

<林 野 庁 集 計>

令和7年5月30日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計			2			1		3
前年度同期累計						1		1
前 年 度 計	3					5		8

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	中部森林管理局 岐阜森林管理署
2 事 業 の 種 類	林道事業（建設機械借上）
3 災 害 発 生 日 時 等	令和7年5月15日(木) 14時39分頃発生 （死亡：令和7年5月15日 死因：外傷性血気胸）
4 災 害 発 生 場 所	岐阜県下呂市小坂町大洞 大洞国有林 若栃榎谷林道（下）
5 契 約 相 手 方	岐阜県下呂市萩原町萩原 1500 番地 金子工業株式会社 代表取締役社長 金子 健一郎
6 事業実行事業体	同上
7 被 災 者 年 齢 等	年齢：65 歳 性別：男性 雇用区分：臨時雇 社会保険等加入状況：－
8 従 事 作 業	ホイールローダーによる崩土除去作業
9 災 害 の 概 況	当日被災者は、ホイールローダオペレーター（被災者）、写真管理兼交代オペレーター（同僚）の2名体制で作業に従事していた。 被災者は、当日の作業を終了し昼の休憩をとった後、翌日に別の林道の崩土除去作業を予定していたため、ホイールローダーを当該林道の入口付近へ回送し、同僚は通勤車両（ハイラックス）にて追従していた。 14:39 頃、同僚は、被災箇所（若栃榎谷林道(下)起点より 3,850m 付近）のカーブ付近で被災者が運転するホイールローダーが前後しているのが見えたことから、約 30m 後方で待機した。待機場所からは、カーブで見通しが悪かったことや、谷側のかん木なども障害となり作業全体を見通すことはできなかったが、林道にあった崩土の除去作業を行っている様子であった。ホイールローダーが、同僚の視界から見えなくなってから間もなく、大きな音が聞こえたため現場に近寄って見たところ、

	ホイールローダーと被災者が川に転落しているのを発見（高低差約 13m、勾配 50 度）。法面を下りて被災者を川から引き上げた。被災者は、目立った出血はないものの、運転席から投げ出され、うつ伏せの状態で頭部が川に入っており、意識はない状況だった（当該ホイールローダーにはシートベルトの装備はないものであった。）。 14:50 頃、同僚は、携帯電話の通話が可能な位置まで移動し、金子工業株式会社（以下、会社という。）へ連絡し、その後すぐに救急車の要請をした。 14:55 頃、同僚から連絡を受けた会社の社員より、岐阜森林管理署へ災害発生の連絡を行った。 15:00 頃、会社社員 4 名が事故現場に向かったが、現地までは救助車両の邪魔になるとの判断から現地手前の林道にて待機。 15:35 頃、救急車が災害現場に到着。救急隊員の判断で、ヘリコプターを要請。 15:50 頃、救急のヘリコプターが現地上空に向かう様子を、待機場所にいた社員 4 名が確認。 17:00 頃、救急のヘリコプターが現地上空より病院へ向かう様子を、待機場所にいた社員 4 名が確認。（待機場所より担架がヘリから下りてくる様子と被災者をピックアップしている様子が見えた。） 17:40 頃、消防署より被災者が下呂温泉病院に搬送されたとの連絡が会社があり、被災者の妻と会社社長が病院に向かう。 18:10 頃、被災者の妻、会社社長が病院に到着。 18:40 頃、病院にて処置を行ったが、被災者が亡くなった旨、被災者の妻より病院にいた会社社長に伝えられた。 【以下、災害発生状況の推定】 転落現場の状況から、被災者は、回送中、路面に残った崩土を路肩に寄せた後、ホイールローダーをバックさせた際に何らかの理由で操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと推定される。ホイールローダーは、シートベルトが装備されていないものであり、被災者は、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出されたものと思われる。
10 そ の 他	

災害発生箇所位置図 縮尺1/100,000

(岐阜県下呂市小坂町大洞) 若栃榎谷林道 (下)



	会社	距離 (k m)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間	金子工業社員待機場所	3.0	12
	金子工業株式会社 小坂事業所	14.2	30
	金子工業株式会社 本社	25.5	43

	各機関	距離 (k m)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間	岐阜森林管理署	14.0	27
	下呂警察署	25.4	42
	下呂温泉病院	35.4	56

災害発生箇所位置図 若栃榎谷林道(下)

待機場所

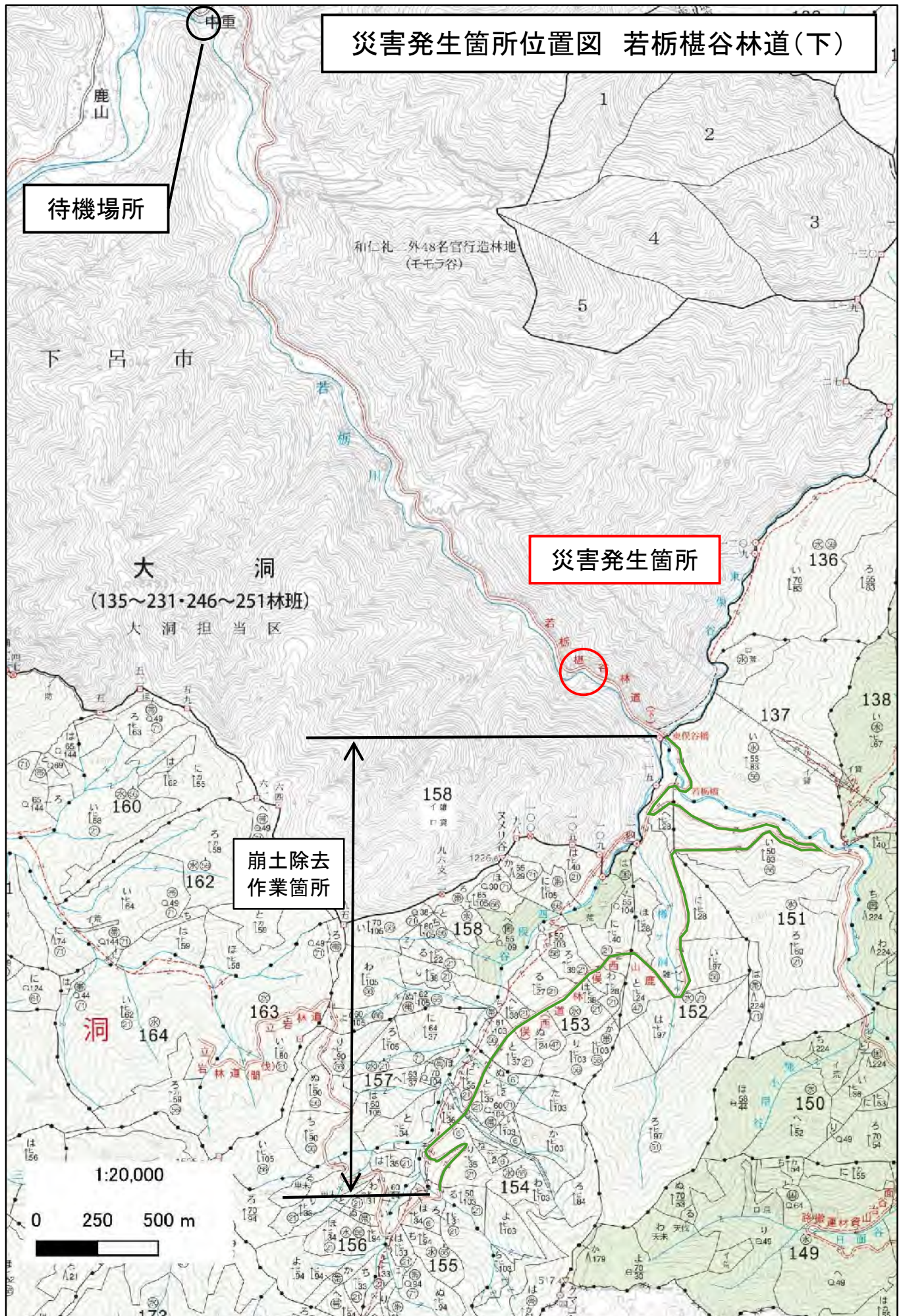
災害発生箇所

崩土除去
作業箇所

大洞
(135~231・246~251林班)
大洞担当区

1:20,000

0 250 500 m



災害発生箇所位置図 若栃榎谷林道(下)

災害発生箇所

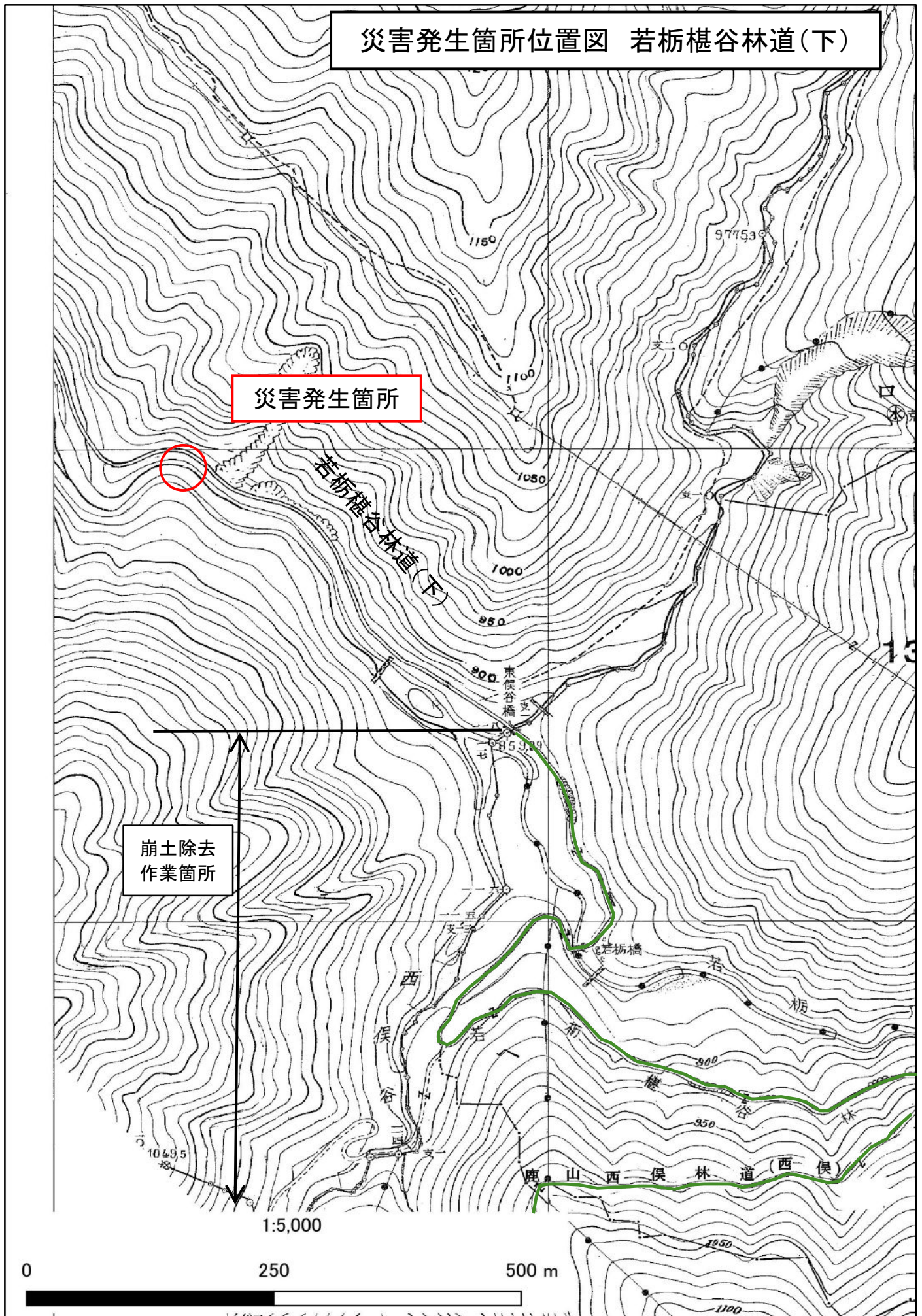
崩土除去
作業箇所

1:5,000

0

250

500 m

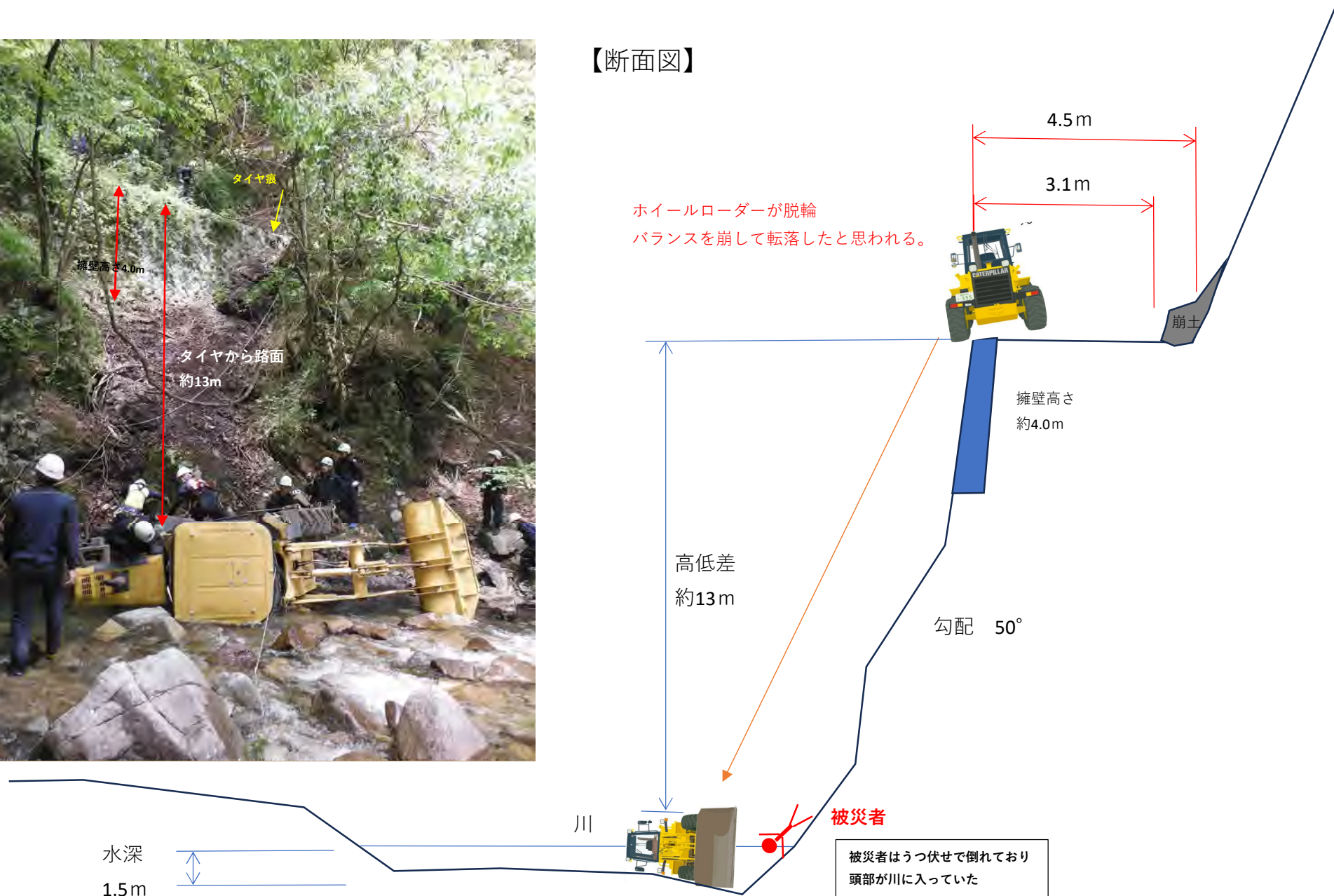


災害発生箇所 見取り図

若枥榎谷林道（下）



【断面図】



災害発生箇所 状況写真 (1)

若栃榎谷林道 (下)

林道下部より



ホイールローダー
想定軌跡 (後進)



タイヤ痕

林道上部より



ホイールローダー
想定軌跡 (後進)



タイヤ痕

災害発生箇所 状況写真 (2)

若栃榎谷林道 (下)



後進時に左側後輪が脱輪し
バランスを崩してホイールローダーが
転落したと思われる。



災害発生箇所 状況写真 (3)

若栃榎谷林道 (下)

【平面図】

